

平成20年第3回砂川市議会定例会

平成20年9月8日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣言
開議宣言
議事録署名議員指名
議事日程報告
議長諸般報告
- 日程第1 1号
日程第2 2号
日程第3 3号
日程第4 4号
日程第5 5号
日程第6 6号
日程第7 7号
- 専決処分の報告について
工事請負契約の締結について
砂川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号 公益法人等への砂川市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号 北海道市町村備荒資金組合規約の変更について
議案第1号 平成20年度砂川市一般会計補正予算
議案第2号 平成20年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第3号 平成20年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
〔予算審査（全員）特別委員会〕
- 散会宣言

○本日の会議に付した事件
日程第1 議事録署名議員指名

沢田 広志 議員
武田 圭介 議員

議事日程報告
議長諸般報告
日程第2 会期決定

自 9月 8日
至 9月 11日
4日間

- 日程第3 主要行政報告
日程第4 教育行政報告
日程第5 報告第4号
日程第6 議案第11号
日程第7 議案第7号
- 専決処分の報告について
工事請負契約の締結について
砂川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号 公益法人等への砂川市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号 北海道市町村備荒資金組合規約の変更について
議案第1号 平成20年度砂川市一般会計補正予算
議案第2号 平成20年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第3号 平成20年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
〔予算審査（全員）特別委員会〕

○出席議員（14名）

| | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|
| 議長 | 北谷 | 文裕 | 夫司 | 君君 | 副議長 | 東武 | 英圭 | 男介 | 君君 |
| 議員 | 矢野 | 吉清 | 司章 | 君君 | 議員 | 飯飯 | 圭明 | 介彦 | 君君 |
| | 増田 | 弘政 | 美昭 | 君君 | | 尾尾 | 静 | 子夫 | 君君 |
| | 中一 | | 昭己 | 君君 | | 辻辻 | す | 勲志 | 君君 |
| | 土小 | | 己弘 | 君君 | | 沢田 | 田 | 志 | 君君 |

○欠席議員（0名）

- 議事報告者
1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。
砂川市教育委員会委員長 佐藤 奥山 山我 俊二 利昭彦
砂川市選挙管理委員会委員長 奥山 山我 俊二 治二 昭彦
砂川市農業委員会会長 奥山 山我 俊二 俊二 昭彦
2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
砂川市副市長 小原 幸二 豊 善岡 雅文
砂川市立病院院長 小原 幸二 豊 善岡 雅文
砂川市総務部長 小原 幸二 豊 善岡 雅文

10点目の石山団地建てかえ説明会について。8月の8日、対象36世帯中24世帯が出席のもと、石山団地建てかえ計画説明会を開催し、建てかえ計画と8月25日からの仮設、仮移転について説明したところであります。次に、19ページの市立病院の関係では、2点目の砂川市立病院改築プラン策定委員会の開催について。8月7日、第1回策定委員会を開催いたしました。委員の委嘱を行った後、策定の必要性、基本方針、策定体制及び今後の策定日程について協議をし、2月をめどに改築プランを策定することとしたところであります。3点目の改築工事については、8月5日に執行した砂川市立病院改築工事での制限つき一般競争入札の落札結果につきましては、それぞれ記載のとおりであります。以上を申し上げまして、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 北谷文夫君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。
○教育長 四反田孝治君（登壇） おはようございます。前定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告を申し上げます。
初めに、学務課所管であります。1点目の公立高等学校配置計画について申し上げます。7月14日、滝川市にて平成21年度公立高等学校配置計画地域別検討協議会が開催され、空知北学区において滝川工業高校の土木科で1間口減が提示されたところであります。平成24年度から27年度までの4年間の見通しとして、2から3学級の調整が必要であるとし、滝川市内において職業学科を含めた再編を検討することとされたところであります。
2点目の北海道吹奏楽コンクール大会出場についてであります。砂川中学校と石山中学校の吹奏学部が空知吹奏楽コンクール大会とともに金賞を受賞し、9月6日、7日に札幌コンサートホールKitara大ホールで開催された北海道吹奏楽コンクールに空知代表として推薦され、出場したところであります。結果につきましては、両校吹奏学部とも銀賞でありました。
3点目の中体連全道・全国大会出場につきましては、1ページから2ページの表のとおり成績でありました。特に石山中学校卓球部は、全道大会で優勝し、全国大会に出場いたしました。表の結果となったところであります。
4点目、寄附採納について申し上げます。演劇公演一式であります。8月28日、地域交流センターゆうでの劇団四季公演を市内の小学生500名が無料招待を受けたものであります。
次に、社会教育課所管について申し上げます。3ページ、2点目の砂川市文化財保護審議会の開催についてであり、7月14日、砂川市教育委員会におきまして砂川市文化財保護条例による砂川市文化財保護審議会委員7名の選任を行い、8月4日、第1回砂川市文化財保護審議会を開催したところであります。審議会では、審議会委員に委嘱書の交付を行い、会長、副会長を選出し、文化財保護条例・規則等について報告し、砂川市指定文化財として砂川もちつき保存会から申請のありました街頭もちつきについて協議を行ったところであります。なお、第2回目の審議会は、9月17日に開催予定であります。
次に、4ページ、交流センター交流推進課所管について申し上げます。地域交流センターゆうの利用状況につきましては、4月から8月まで1,039件、2万6,735名の利用となっております。以上を申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

◎日程第5 報告第4号 専決処分の報告について

○議長 北谷文夫君 日程第5、報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。
総務部長。
○総務部長 善岡雅文君（登壇） 報告第4号 専決処分の報告についてでございます。
地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。
裏面をお開きいただきたいと存じます。専決処分。公用車による自動車事故損害賠償金の額を下記のとおり決定するものとする。
記として、事故発生年月日、平成20年4月11日金曜日午前10時10分ごろ。
事故発生場所、砂川市西6条南12丁目、西6条通り交差点内。
相手方住所氏名、砂川市西7条南13丁目1番2号、丸岡昭美。
相手方車両名、スズキ・ジムニー、札幌580せ33-25。
当市運転手、建設部建築住宅課住宅係主査、谷口昭博。
当市車両名、トヨタ・プロボックス、札幌501む62-65でございます。
事故の概要でございます。当市車両が住宅使用料納付書を宮川中央団地管理人に配付途中、西7条4号棟から西6条4号棟に向かって西6条通りを西から東へ横断する際、一時停止し、左右を確認したつもりであったが、不十分であったため相手車両に気づかず、そのまま直進し、衝突した事故でございます。
過失割合については、当市車両80%、相手方車両20%。
示談年月日、平成20年7月28日。
賠償金、6万4,000円。
支払い先、岩見沢市5条東5丁目5番2号、共栄火災海上保険株式会社でございます。
○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
これで質疑を終わります。
以上で第4号の報告を終わります。

◎日程第6 議案第11号 工事請負契約の締結について

○議長 北谷文夫君 日程第6、議案第11号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。
総務部長。
○総務部長 善岡雅文君（登壇） 議案第11号 工事請負契約の締結について。
次のとおり工事請負契約を締結するものとする。
記として、1、工事名、南吉野団地建設建築主体工事（C棟）。
2番目として、請負金額、1億5,277万5,000円。
3番目として、工事期間、契約締結の翌日から平成21年7月15日まで。
4番目、契約の相手方、水島・北陽経常建設共同企業体。代表者、砂川市西1条北21丁目1番1号、水島建設工業株式会社代表取締役、水島孝嗣。
5番目として、構造、規模、鉄筋コンクリートづくり2階建て、1,098.71平方メートル。
提案の理由でございますが、南吉野団地建設建築主体工事（C棟）について請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定、いわゆる1億5,000万以上の契約について

は議会の議決を求め、以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。

質疑ありませつか。「なし」と呼ぶ者あり
これで疑を終わります。続いて、討論に入ります。

討論はありませつか。「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
「異議なし」と認め、本案は原案のとおり可決されました。

- ◎日程第7 議案第7号 砂川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号 公益法人等への砂川市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号 北海道市町村備荒資金組合理約の変更について
議案第1号 平成20年度砂川市一般会計補正予算
議案第2号 平成20年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第3号 平成20年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長 北谷文夫君 日程第7、議案第7号 砂川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 公益法人等への砂川市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 北海道市町村備荒資金組合理約の変更について、議案第1号 平成20年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成20年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第3号 平成20年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算の8件を一括議題とします。各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 私のほうから議案第8号、議案第12号についてご説明を申し上げます。まず最初に、議案第8号 公益法人等への砂川市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の成立に伴い、これまで派遣先として民法34条の規定により設立された法人と規定されていたものが一般社団法人または一般財団法人と改正されたものであります。従来民法34条に規定されていた法人は、所管庁の審査、許可を受け、設立と同時に公益法人として位置づけられていたが、今回の制度改正により、一般社団法人及び一般財団法人は審査等がなく、登記のみで設立できることとなり、公益性の判断は別途公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律に基づき第三者機関が判定することとなりました。このため、地方公務員の派遣先として定める一般社団法人及び一般財団法人は、公益法人の認定を受けていないものも含まれることから、公益法人に限定することができなくなったため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律と題名が改正されたところであります。このため、本条例の題名及び引用する法律名を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、附属説明資料でご説明を申し上げます。条例の題名、公益法人等への砂川市職員の派遣等に関する条例を公益的法人等への砂川市職員の派遣等に関する条例に。

第1条中「公益法人等」を「公益的法人等」に改めるものであります。附則として、平成20年12月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。続きまして、議案第12号 北海道市町村備荒資金組合理約の変更についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、北海道市町村備荒資金組合の設立目的である隣保相扶の精神や財政運営の健全化の観点から、新たに財政再生団体となることを回避するための緊急避難的な措置として普通納付金の返還の特例制度を創設するため、本規約を変更しようとするものであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。北海道市町村備荒資金組合理約の一部を変更する規約であります。内容の説明に当たりましては3ページの附属説明資料の中で、規約第16条につきまして見出しとして返還等を付し、第16条の次に、新たに返還の特例を認めることができるように第16条の2を設けるものであります。

第1項は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における財政再生基準以上となるおそれがある場合に納付額等につき返還を求めるとするものであります。第2項ではその返還の要件として、1号では、組合市町村の当該年度の財政判断比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上となる見込みであること、2号では、当該組合市町村が自主的に財政の健全化を図るための取り組みを行っていること、3号では、返還に依ることにより、当該組合市町村が財政再生基準を下回る見込みであること、3つの要件すべてを満たすと組合長が認めるときに限り返還するものとし、第3項は、返還を受けた場合の今後の納付方法について翌年度から再度納付を行うものとするものであります。

附則として、この契約は、北海道知事、北海道知事の許可のあった日から施行するものであります。以上、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 私から議案第7号、議案第9号、議案第10号の3議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第7号 砂川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。改正の理由であります。地方自治法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。ここで改めてこの条例の目的についてご説明をさせていただきます。町内会、自治会など一定の地域に住する者の地縁に基づいて形成された団体に地縁団体名義で不動産、または不動産に関する権利等の登記ができるよう法律上の権利能力を付与し、従来地縁団体名義で不動産登記ができなかったことにより生じていた財産上の問題を除去するため、平成10年に地方自治法が改正されたことに伴い、認可地縁団体の代表者等に係る印鑑の登録及

び証明に關し定めておるものであります。
それでは、3ページ、附屬説明資料の新旧対照表でご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。
第2条は登録資格の規定であり、現行第1号、民法第46条第3項に規定する職務代行者から第4号、民法第74条に規定する清算人の各号は、代表者にかえて登録できる者の定めであり、第9条は印鑑証明の抹消の規定であり、第3号は認可地縁団体が解散したときの定めであり、現行の規定を記載のとおり改めるものであり、各号の改正はいずれも地方自治法の一部改正に伴い、条文の整理を図るもので、内容についての改正はございません。
附則として、この条例は、平成20年12月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。
続いて、議案第9号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。
改正の理由であります。犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市手数料条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附屬説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第3条は手数料の徴収規定であり、第3条第1項第1号から第8号は手数料を徴収しないと定めるもので、第6号中、現行犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の題名が改正後、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に改められたことにより改正するものであり、附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。
続いて、議案第10号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。
改正の理由であります。北海道医療給付事業が改正され、重度心身障害者の範囲及び乳幼児の対象年齢が拡大されたため、本条例の一部を改正しようとするものであります。この点に関し具体的に申し上げますと、重度心身障害者の助成の範囲に精神障害者、保健福祉手帳1級に該当する者の入院外、指定訪問看護を追加し、乳幼児の助成の範囲に小学生の入院、指定訪問看護を追加するものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第1条は目的の定めであり、現行「乳幼児」を「乳幼児等」に改めるものであります。
第2条は定義の定めであり、現行、第1号イ「(昭和25年法律第123号)」を「(昭和25年法律第123号以下「精神保健福祉法」という。)」に改め、ウとして、「精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(以下「精神障害者」という。）」であつて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に掲げる1級に該当する者」を加えるものであります。

次に、現行第2号、第3号及び第9号中「乳幼児」を「乳幼児等」に、第2号中「6歳」を「12歳」に改めるものであります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。第3条は助成の対象者の定めであり、現行第2号中「乳幼児」を「乳幼児等」に改めるものであります。

第4条は助成の範囲の定めであり、現行第1号に「(重度心身障害者のうち精神障害者にあつては入院に係るものを除く。)」を加え、第2号中「乳幼児」を「乳幼児等」に改め、現行条文を改正後はアとし、イとして、「6歳の誕生日の前日の最初の4月1日から12歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの期間 入院 指定訪問看護」を加えるものであります。

附則として、この条例は、平成20年10月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。
○議長 北谷文夫君 総務部長。
○総務部長 善岡雅文君 (登壇) 議案第1号 平成20年度砂川市一般会計補正予算についてご説明をいたします。

今回の補正は、第3号であります。
第1条は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,733万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ105億8,077万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。初めに、18ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費9,408万5,000円の補正は、寄附金を事業目的に合わせて社会福祉事業振興基金及びまちづくり事業基金に積み立てるほか、繰越金の一部を財政調整基金に積み立てるものであります。

次に、20ページ、4款衛生費、2項1目ごみ処理費で一つ丸、ごみ収集処理に要する経費の処理場延命化調査分折委託料347万6,000円の補正は、平成6年度に供用開始をし、平成21年3月31日までの15年間の埋め立て計画でありましたごみ処理場の第3次最終処分場がごみの排出抑制、有料化及びリサイクル化が進んだこと、また広域による中間処理施設の稼働により埋め立て物が削減され、埋立地に残余容量が見込まれることから、ごみ処理場の延命化を図るため、埋立地の残余容量、残余年数を把握するための現況調査測量の実施と今後も使用するための機能診断を踏まえた延命化計画を策定するための委託料であります。なお、埋め立て期間の延長は、15年間であり

ます。
次に、22ページ、10款教育費、2項1目学校管理費及び3項1目学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費の耐震診断委託料572万7,000円及び356万2,000円の補正につきましては、建築基準法において耐震規定が強化された昭和56年5月31日以前の確認申請を受けた砂川小学校校舎、空知太小学校校舎の一部、石山中学校校舎の一部と体育館の一部についての耐震診断に係る経費で、国土交通省の2分の1の補助を受けて実施するものであります。

同じく、4項1目社会教育費で二重丸、学校支援地域本部事業に要する経費の33万4,000円の補正は、地域の教育力の活性化を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進するため、社会教育委員15名、実践方針委員会の5名で構成する砂川市学校支援地域本部実行委員会を設置し、学社融合のためのアンケート調査の利活用を柱に事業展開を図るもので、平成22年までの3カ年の道の委託事業であります。

同じく、5項2目体育施設費で一つ丸、総合体育館の管理に要する経費の屋外給油配管改修工事費252万円の補正は、毎年実施している総合体育館重油地下タンクの漏えい検査で、地下埋設配管の2カ所に異常が発見されたことから、配管を全面改修するための工事費であります。

次に、24ページ、12款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金1,642万9,000円の補正は、19年度国、道負担金等の精算分で、主なものは障害者自立支援給付費に係る国庫負担金757万5,000円、道負担金378万8,000円の返還金であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明をいたします。14款国庫支出金464万4,000円の増は、建築物等耐震診断事業に係る補助率2分の1の補助金であります。

15款道支出金33万4,000円の増は、学校支援地域本部事業に係る事業費と同額の委託金であります。

17款寄附金2,510万円の増は、13ページに記載の寄附金による補正であります。
18款繰入金は、333万7,000円の減となりますが、これは財政調整基金繰入金の減で財源調整をするものであります。

19款繰越金は、1億59万円の増となりますが、これは平成19年度決算による繰越金であります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 (登壇) 私から議案第2号、議案第3号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第2号 平成20年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,751万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,531万8,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。14ページをお開き願います。4款基金積立金、1項1目基金積立金698万6,000円の増は、平成19年度事業確定に伴い支払基金交付金及び道補助金で精算交付となる過年度分について、全額を介護給付費準備基金に積み立てることによる補正であります。

続いて、16ページをお開き願います。7款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で1,052万7,000円の増は、平成19年度介護保険料の過納について還付する過年度過誤納還付金2万8,000円及び平成19年度事業費確定に伴い、過大交付となった国庫負担金、国庫補助金、支払基金交付金、道負担金、合計1,049万9,000円について精算返還するための補正であります。

歳入につきましては、5ページ、総括でご説明させていただきます。4款支払基金交付金695万9,000円の補正は、平成19年度介護給付費交付金の過年度分として精算交付されるものであります。

5款道支出金2万7,000円の補正は、平成19年度地域支援事業補助金の過年度分として精算交付されるものであります。

8款繰越金1,052万7,000円の補正は、平成19年度の繰越金確定によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、議案第3号 平成20年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,610万1,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。10ページをお開き願います。1款総務費、2項1目徴収費で39万7,000円の増は、徴収事務に要する経費で、内訳は印刷製本費7万6,000円、以下記載のとおりであります。軽減措置として均等割額7割軽減を8,5割軽減に、年金収入210万円程度までの方の所得割額を50%に軽減を拡大することとなったことにより、対象者となる被保険者に郵送する保険料変更通知に要する補正であります。

歳入につきましては、5ページ、総括でご説明させていただきます。4款後期高齢者医療広域連合支出金で39万7,000円の増は、今ほど歳出でご説明いたしました経費の全額が北海道後期高齢者医療広域連合から交付されることによる補正であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 (登壇) 先ほどの議案第1号 平成20年度砂川市一般会計補正予算で一部説明が漏れてございました。大変申しわけございません。再度追加してご説明をさせていただきます。

22ページ、10款教育費、3項2目教育振興費で一つ丸、その他教育振興に要する経費119万8,000円の補正につきましては、砂川中学校の卓球に係る全国大会出場補助金並びに石山中学校の吹奏楽に係る全道大会の出場大会出場補助金でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

何回も申しわけございません。その他教育振興に要する経費の大会出場補助金でございますけれども、石中の卓球の全道大会の出場補助金、それから吹奏楽については石中、砂中の全道大会に係る出場補助金でございます。再度訂正させていただきます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

石中は、全国でございます。

○議長 北谷文夫君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第7号から第10号まで及び第12号の一括総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員 (登壇) 私は、議案第10号、すなわち砂川市福祉医療助成条例の一部を改正する条例の制定について総括質疑をさせていただきます。

先ほどご説明いたしましたように、今回の条例改正は北海道医療給付事業が改正されたことによるものでありますけれども、私は乳幼児等の医療の年齢拡大、いわゆる6歳から12歳まで引き上げることになりましたけれども、この引き上げのことによって対象人数はどうなるのかお伺いしたいことが第1点です。平成19年度の6歳までの対象人数は856人となっておりますが、したがって12歳まで拡大することにより何人になる見込みなのかお伺いしたいというふうに思います。

それから、2点目に、費用の見込みについてであります。これまで入院の場合は、平成19年度は268件ありまして、約860万の費用がかかっておりました。今回の年齢の拡大で、この条例は10月1日より実施することになっておりますけれども、補正予算が提案されていないのです。したがって、この費用の予算はどういうふうになるのか、ここについて第2点目にお伺いしたいというふうに思います。

それから、第3点目には、北海道の事業拡大に、これは子育て支援対策を一層強化すると、そして少子高齢化社会に向けての対応という点で国、道がとっているわけでありまして、砂川市独自でこの乳幼児等の年齢の拡大をするお考えはないのかどうなのか。各市町村では中学校までとか、あるいは入院についても、外来についても小学6年生までとかというふうにとられているわけでありまして、砂川市の場合は残念ながら道の基準のみになっているようでもありますけれども、これからの子育て支援対策、とりわけ砂川市の場合は市立病院に小児科が集約されるという問題もありませんので、このあたりどのようにお考えになっているか。

この3点についてお伺いいたします。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 (登壇) 乳幼児医療の対象の関係でございます。1点目にご質問ございました乳幼児医療の対象者拡大に伴う対象人員と費用の見込みについてご答弁申し上げます。北海道医療給付事業の改正に伴い、本市におきましても乳幼児の助成対象に小学生の入院及び指定訪問看護を加えることとするものであり、対象者は小学生約970名を想定しており、10月1日実施いたしますと平成20年10月診療分から平成21年2月診療分までの5カ月分が対象となり、保険者負担の医療費として総額62万8,000円を見込んでおり、そのうち2分の1の31万4,000円は北海道からの補助金として歳入を見込んでおります。

なお、2点目にご質問ございました補正予算の計上の関係ではありますが、この医療費の給付につきましては扶助費でしっかりと予算措置しております。この扶助費につきましては、4月からの1年間分というトータルの扶助費でありますので、今後の推移等を見ますと現段階では補正するまでに至らなかったということでご理解を賜りたいと存じます。

3点目の砂川市独自の考え方についてご答弁を申し上げます。今回北海道医療給付事業の改正に伴い、拡大対象につきましては、乳幼児等のほか重度心身障害者に精神障害者の入院外等を加えることとしております。本市におきましては、北海道の医療給付事業と共同歩調をとることで福祉医療の効率的な運用を図ることとしており、福祉医療の拡大について検討の必要性が生じた場合には、北海道市長会を窓口にて検討、調整を図ってまいりたいと考えておりますので、現時点で砂川市独自の拡大の考えはございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 再質疑をさせていただきますけれども、ただいまのご答弁で小学生の976名、これはこれまでにプラスされるということに理解していいのです。先ほども平成19年度は856人と言いましたが、これにプラスされるというふうにも理解していいのかが再度お伺いしたいのと、実際にどれだけの方が入院あるいは看護、訪問看護を受けるかどうかというのがあるのですけれども、北海道、この62万8,000円というのは一応見込み人数では何件ぐらい見込んでいるのか。先ほど言いましたように、これまでの入院の場合は6歳までで平成19年度は268件が砂川市の場合ありましたが、6歳年齢引き上げることによってこの件数がどのぐらいふえる見込みで62万8,000円の予算をされているのか、この点もお伺いしたいというふうにも思います。それから、第3点目は、非常に残念なのですけれども、これは市長の政策しかないので、医療費を拡大する点ではないわけですが、先ほど言いましたように砂川には今後小児科病院も集約されると、砂川で非常に子育てがしやすい条件ができてくるという点では、ほかのまちからの砂川に来たいという、小さい子供さんを育てている方が来たいという方もいらっしゃるのですけれども、残念ながら医療費の関係でいえば非常に砂川市独自の対応がないと。ほかのまちでは少子化対策その他でいろいろ、この近隣でも中学生まですべて無料にしているところもあったり、あるいは入院についても拡大するという独自施策をとっておられるわけですが、ぜひその点でも今非常に大事な時期だというふうにも考えますので、検討していただきたいと思っておりますので、この点についてちょっと市長からお伺いしたいと思っております。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 先ほど小学生970名とご回答申し上げましたが、これにつきましては新たに970名がプラスされるということで、平成19年度の実績では856名であります。これについては6歳未満までということですから、これまでの6歳未満からプラスされる拡大分が970名であります。

それから、医療費の見込み62万4,000円の考え方でございますけれども、これについて国民健康保険で保管、管理しておりますレセプトをもとに医療費を推計したわけでございます。小学生のこれまでのデータからいきますと、1カ月1人約、全体で14万円ほどデータとして残っております。このデータをもとに何名ぐらいというふうなことで推計をしますと、この小学生については1月4名程度というふうにも推計をさせていただきます。この4名に係る入院、そしてまたこれは年度途中でありますから、先ほど申し上げたとおり5カ月分の計上ということでございます。

続きまして、独自施策ということでございますが、この福祉医療につきましては昭和48年からスタートいたしましたけれども、この乳幼児の入院外、すなわち通院の関係でありますけれども、スタートいたしました昭和48年は2歳児のみでありました。これが平成7年に1歳児までに拡大されたと、さらに平成12年に2歳児まで拡大をされました。そしてまた、平成16年10月には大きく、道のほうでも子育て支援という観点から入院、通院とも就学前まで拡大してきたというふうな、そういう背景がございます。そうした意味では、ある種これまで一部拡大していた市町村もありますけれども、北海道が平成16年10月に大きく就学前のお子さんの入院、入院外も補助対象としたということから、独自の展開というのは数少なくなりました。ただいま議員のほうから子育ての一環ということもございまして、このように背景がございまして、1回目のご答弁で申し上げたように、そういった状況になりますれば北海道市長会を窓口にもお話をしていきたいというふうにも考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号から第10号まで及び第12号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号から第3号までの一括総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号から第3号までの総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております8議案は、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休会の件について

○議長 北谷文夫君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 北谷文夫君 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時01分